

広島大学 大学教育研究センター 大学論集

第19集（1989年度）1990年3月発行：253－276

占領下ドイツの教育改革 —アメリカ対独教育使節団報告書と高等教育改革—

土持ゲーリー法一

目 次

はじめに

1. 大学計画委員会の設置と大学再開
2. アメリカ対独教育政策の動向
3. アメリカ対独教育使節団派遣
4. アメリカ対独教育使節団報告書と高等教育改革
5. まとめ—アメリカ対日および対独教育使節団報告書の比較考察

占領下ドイツの教育改革

—アメリカ対独教育使節団報告書と高等教育改革—

土持ゲーリー法—*

はじめに

1945年5月8日、ドイツの連合国軍に対する無条件降伏とともに、ドイツは米、英、仏、ソ連の四ヶ国によってそれぞれ分割され、各占領地区の政策を調整するためにベルリンに設置された連合国管理理事会を通じて統治されることになった。さらに、1945年8月2日には、米・英・ソ連の三国首脳によってドイツの戦後処理に関する「ポツダム協定」(Potsdam Agreement)が結ばれ、教育に関する合意事項としてアメリカ合衆国政府の政策案が継承され、「ドイツの教育は、ナチズムや軍国主義の教義が完全に払拭され、民主主義の理念の成果ある発展が可能となるように規制されなくてはならない」と規定された。すなわち、「非ナチ化」「非軍国主義化」および「民主化」がその中心となった。

周知のように、アメリカ占領地区のすべての教育機関および大学は閉鎖された。これらの教育機関からナチが徹底的に追放され、教科書およびカリキュラムからナチズムおよび軍国主義教義が一掃されたのちにはじめてドイツ占領軍政部によって学校が再開されることになっていた。しかし、学校の再開に関しては初等学校、中等学校、専門学校および大学の優先順位でおこなわれることになっていた。アメリカ占領地区には7つの大学が存在した。1945年5月のヨーロッパ進攻連合軍総司令部(Supreme Headquarter, Allied Expeditionary Force, SHAEF)の指令ですべての大学は閉鎖され、いつ再開されるのかの見通しはまったくなかった。しかし、1945年夏に栄養不足などが原因で数百万のドイツ人が病気となったことから、大学の医学部を再開すべきであるとの緊迫した状況に追い込まれた。このような状況下で高等教育機関の再開に向けて活発な動きが顕著になった。

本論では、ドイツ占領軍政部教育・宗教課を中心にして1945年秋から1946年8月のアメリカ教育使節団の訪独までに、高等教育に関してどのような改革が着手されたのか、また、報告書の勧告が戦後ドイツの大学教育にどのような影響を与えたのかについてアメリカ占領下の対日および対独教育使節団との比較考察を通して考察する。さらに、なぜドイツへの教育使節団の影響力が弱かったのかその要因を米国国立公文書館所蔵の「国務省記録文書」および「ドイツ占領軍政部文書」などを中心に、また当事者の証言を通して考察してみたいと思う。

1. 大学計画委員会の設置と大学再開

周知のように、ドイツの大学は長い伝統と高度の教育水準を誇ってきた。しかし、ひとたびナチ

*東洋英和女学院大学教授（大学教育研究センター客員研究員）

政権が台頭するや、これらの大学はその旧来の確固たる地盤を失い、ナチ政権の政治目的に利用された。その結果、ドイツの大学は過去10余年にわたりその本来の機能を事実上まったく停止した。

戦後ドイツの高等教育を考察するためには、敗戦時におけるドイツ諸大学の状況について把握する必要がある。ナチ政権の崩壊によってドイツの大学はその本来の機能を復活しつつあったが、戦災による大学への被害は予想以上に大きかった。都市にある大学では多くの図書館、実験室およびその他の施設が破壊された。たとえば、ドイツの23大学のうち14の大学はほとんどが破壊された。アメリカ占領地区の大学でも、ハイデルベルグとマールブルクの2大学のみが戦災を受けなかっただけで、ベルリン大学はほぼ完全に破壊され、フランクフルトおよびミュンヘン大学の50%から80%が破壊されるという厳しい状態であった。たとえば、ミュンヘン大学の82の講義室のうちわずかに26教室が使用可能という被害状況であった。それゆえ、ドイツ占領軍政部は単に精神的なドイツ人の回復のみならず、大学再建という物質的問題にも直面しなければならなかった。敗戦直前数ヶ月にわたって、大学は事実上ほとんど機能していなかった。占領軍当局はアメリカ占領地区における大学の閉鎖・再開および管理運営の責任を負った。¹⁾

1945年9月、ドイツ占領軍政部の指令にもとづき、それぞれの高等教育機関に軍政部の大学教育担当官がひとりづつ配属されることになった。ドイツ占領軍政部における大学教育問題を考える上で最も重要なアメリカ人担当官はハートショーン (Edward Y. Hartshorne) である。彼は1945年5月にマールブルクに着任した。着任早々、彼はエビングハウス (Julius Ebbinghaus) 教授の協力を得て、軍政部と連絡をとるための委員会を設立することを検討した。最初の目的は大学教育の非ナチ化、次いで高等教育の再建および改革であった。ハートショーンはエビングハウス教授にアメリカにおける大学改革委員会について理解してもらうために、彼の母校、ハーバード大学の報告書、「終身在職権・全職員」 (*Tenure and Personnel*) と「自由社会における一般教育」 (*General Education in a Free Society*) を参考資料として提供した。彼はエビングハウスを学長代理に任命し、アメリカ占領地区での最初の大学計画委員会を組織した。大学の再建に関するマールブルクの新考案は大成功をおさめた。1945年11月の大学再開に関するドイツ占領軍政部の指令にはこの大学計画委員会の構想が具体化され、導入されることになった。²⁾

ベルリン駐在のマーフィ (Robert Murphy) 国務省政治顧問 (U. S Political Advisor for Germany, 通称 POLAD) から国務長官に宛てられた1945年10月20日付の極秘覚書「アメリカ占領地区におけるドイツ大学および高等教育機関の再開に関する提案」によれば、現在ドイツにおいてとくに必要とされている高等教育機関は医学部および神学部の2つで、それらの学部の再開を優先すべきであることが指摘されている。とくに、医学部の教育に関しては、医学部の学生を単に養成するだけでなく、戦時中に十分な訓練を受けないままで医者になったものの再教育も含むべきであることが記されている。このことは、先に見たようにドイツの大学において医学部を早急に再開すべきであるとの要請を反映したものである。事実、次頁の写真でもわかるように、すでに1945年8月15日にはハイデルベルグ大学で最初の医学部が再開され、数百人の医者の再教育がなされているのである。また、ドイツ占領軍政部が準備した10月2日付指令「アメリカ占領地区におけるドイツ大学および高等教育機関の再開」の草案文書も添付されている。³⁾⁴⁾



ドイツ占領軍政部教育・宗教課の指令文書によれば高等教育に関する重要な指令が出されている。⁵⁾
その主な概要は以下のようである。

- 1) 一般的方針 (General Policy) 大学教育の組織および管理は当該大学に置かれ、ドイツ占領軍政部の最終的許可がおりたとき、大学制定法にもとづいて管理運営される。ここでは学部教授の構成が重視されることになる。また、教授、とくに学長および管理職の人選に注意が払われるべきである。
 - 2) 権限 (Authorities) アメリカ占領地区におけるドイツ高等教育の政策・管理はドイツ占領軍政部の管轄にある。大学の設置、監督および管理の責任は各州の軍政部に委嘱されている。大学の監督は州軍政部の高等教育担当官の責任下におかれる。以下、大学教育担当官と称する。
 - 3) 大学計画委員会 (University Planning Committee) 大学教育担当官は現在進行中の非ナチ化の指令にもとづいて政治的に適格である教授の中から、大学計画委員会の委員長としての任務を遂行できるものを推挙する。委員長は大学計画委員会の委員を現職あるいは元大学教員の中から5名～10名推挙する。候補者はそれぞれの大学の学部を代表するものである。これらの候補者が厳正に審査され、適格であると認められれば彼らが大学計画委員会を構成する委員となる。この委員会およびその下部委員会で協議された諸事項および報告書はすべて大学教育担当官に提出

され、大学教育担当官はその報告書のコピーをドイツ占領軍政部教育・宗教課に提出する。すなわち、大学計画委員会が大学の再開に関する重要な役割を果たしていたことがわかる。

4) 大学計画委員会および下部委員会の機能 (Function of University Planning Committee and Sub-Committee) 大学計画委員会および下部委員会の機能は、大学教育担当官に提出するため以下に計画案を準備することである。

- (1) 学則 (A Constitution for the University)
- (2) 学則が承認されるまでの暫定的な大学の管理・運営計画
- (3) 全般的および各学部の教育方針および目的
- (4) 多様な学部における学問的かつ政治的に適格な教員の任命
- (5) 政治的理由で追放された大学関係者の一覧
- (6) カリキュラム
- (7) 学生の選抜および入学
- (8) 学生活動、寄宿舎および課外活動の監督
- (9) 大学資産 (University Property)
- (10) 試験、学位および専門職資格 (Professional Licenses)
- (11) 給与および年金支給を含む大学の管理・財政
- (12) 軍政部当局の責任下において要請される大学に関する他の諸問題

その他に大学教育担当官は現行の非ナチ化および非軍国主義化の指令にもとづいて、すべての大学関係者の調査身上 (*Fragebogen*) の提出を要求し、職員の迅速な審査を遂行する任務がある。

5) 講義のために大学の全部あるいはその一部を再開するための許可申請 (Request for Permission to Reopen a University or a Part Thereof for Instruction) 学則が制定されるまで、大学計画委員会は大学教育担当官を通してドイツ占領軍政部に講義のために大学の全部あるいは一部を暫定的に再開するための要請をすることができる。この要請には以下のことが含まれる。

- (1) (学部の) 学長代理、学部長代理、(それ以外の教育機関等の) 部長代理の任命
- (2) 具体的な実施計画
- (3) カリキュラム
- (4) 学生の選抜および入学基準と学生の監督
- (5) 使用可能な建物および主な機器備品の一覧
- (6) 大学施設および寄宿舎の設備等から見た学生の収容人数
- (7) 予算案

大学計画委員会は大学教授等によって構成された選挙委員会を組織し、学長代理および学部長代理の候補者を指名する。大学教育担当官は選挙委員会で指名された学長代理および学部長代理を任命あるいは別のものを任命することができる。

6) 大学の全部あるいはその一部再開の許可 (Permission to Reopen a University or Part Thereof) 許可申請書が承認されたのち、大学の全部あるいはその一部を再開することができる。大学の再開に関しては、医学部および神学部が優先的に考慮される。この許可は大学再開における法的な

ものである。ただし、再開されたのち 6 ヶ月以内に大学計画委員会は学則の草案を提出しなければならない。⁶⁾

7) カリキュラム 学長代理あるいは学長はカリキュラムの概要を公表する前に、大学教育担当官に講義概要および担当教官の一覧を提出して、その承認を得る必要がある。

8) 学生の入学および排除 高等教育機関は非ナチ化および非軍国主義化の指令にもとづいて学生の入学を許可することができる。また、軍政部はその規定にもとづいて学生を排除する権限を有する。ただし、学生を人種、信条、国籍あるいは軍政部に協力したとの理由で大学から排除することはできない。

9) 学生の高等教育機関への入学手続き すべての入学志願者は、手続き期間内に調査身上 (*Fragebogen*) に回答しなければならない。入学許可は入試委員会の決定によるが、軍政部の教育担当官による再調査を必要とする。学長は信頼ある学生そして学部教授から構成された入試委員会を組織し、調査身上 (*Fragebogen*) を審査させ、その結果を直接学長に報告させる義務がある。学長は軍政部当局の非ナチ化および非軍国主義化の指令にもとづいて規定された入学および排除の分類表に照合して学生の入学および排除に関する責任を負う。また、多くの大学が戦災で破壊され、その再建に労働力を必要としていることから、学生には入学に先立ち、ある一定時間の労働奉仕が要求される。⁷⁾

この指令はドイツ占領軍政部が占領初期に発令した大学教育に関する最も重要な指令で、大学教育担当官にその権限を与えられていたことがわかる。大学計画委員会の重要な特色のひとつは政治的に適格な教授等によって構成された選挙委員会を組織し、学長代理および学部長代理の任命を要請できたことである。また、他の重要な機能は非ナチ化における重要な役割である。すなわち、大学の教授および管理職になるためには大学計画委員会によって提案された個人調査書の調査身上 (*Fragebogen*)、大学記録、ドイツ文部省記録および個人面接などによって厳正に審査された。

「ドイツ占領軍政部文書」の中に「バイエルン三大学の学則」に関する記録文書が含まれている。これはバイエルン州のミュンヘン大学、ヴュルツブルク大学、エルランゲン大学の再開のために作成された重要な史料で全 7 項目、11 ページにおよぶものである。その概略を記すと次のようにある。まず、一般的規則 (General Statutes) の中では大学の機能およびその機構について述べてある。次に大学の組織の条項では学長および副学長の職務、学長選挙、副学長の任命、理事・評議員等について、また評議員の職務権限、評議員の構成等である。さらに、教授会についてはその活動範囲、学部構成 (ミュンヘン大学、ヴュルツブルク大学、エルランゲン大学の場合)、学部長、学部長選挙、教授会の構成、教授会の権限、そして教育権 (Right to Lecture) について述べている。その他、執行委員会、大学教員 (教授・講師・名誉教授)、学生 (入学・身分および規律・賞罰・奨学金)、講義 (教育権・教育義務・講義分類等) がある。また、大学付属機関および財政についても言及されている。さらに、1947年秋、文部省によって提出されたバイエルン三大学における学部別の入学登録者に関する以下のような統計表がある。⁸⁾

ミュンヘン大学	総人数	女子学生
神学部	81	9
法学部	1,458	41
経済学部 (State Economy Faculty)		
経済学 (Economists)	1,097	121
森林学 (Foresters)	306	0
医学部		
医学	2,597	812
歯学	600	204
獣医学部	502	27
哲学部	1,642	649
自然科学部	862	216
薬学 (Students of Pharmaceutics)	288	243
合計	9,433	2,322
ヴュルツブルク大学		
神学部	144	0
法・政治学部	630	22
医学部		
医学	917	282
歯学	356	106
哲学部	430	123
自然科学部	548	110
薬学	0	0
合計	3,025	643
エルランゲン大学		
神学部	358	31
法学部	1,182	51
医学部		
医学	1,409	364
歯学	174	48
哲学部	1,018	388
経済 (Economists)	392	59
自然科学部	556	121
薬学	229	188
合計	5,318	1,250

2. アメリカ対独教育政策の動向

アメリカの対独教育政策には大きく二つの動向が見られるようである。マイヤー (Herbert C. Mayer) が指摘しているように、ドイツ人には真の民主主義は備わっていないので、民主主義が強

要されるべきであるとの考えにもとづくもので、その背景にはニューディール的進歩主義の精神にもとづいてドイツの教育制度やカリキュラムを徹底的に改革し、ドイツ的な思考様式や価値基準、さらには文化類型をも改革しようとする積極的な姿勢である。¹⁰⁾

他方は、国務省のディロング (Vaughn R. De Long) のように、「ドイツの教育を改革できる唯一の方法は、ドイツ人が自らその改革を求めるときにのみ可能となる」との消極的な立場で、その背景にはドイツの教育水準は世界の中で最も高いものであり、我々はそれに学ぶべきであるという尊敬の姿勢である。¹¹⁾ アメリカの対独教育政策の展開過程においてはこの両者が交錯して進行し、占領初期においては前者が支配的であるかに見えたが、西欧側の対独政策全体が大きく変貌する中で次第に伝統的なドイツ教育を制度の面でも内容の面でも維持しようとする傾向が支配的になっていくのである。¹²⁾ 高等教育に関する具体的な動向を占領時代別に以下の3つにわけて考察することができる。

1) 1945年から1947年

第一の時期は、ドイツ占領軍政部が全般的に政治、社会、経済および教育問題のすべてを掌握しており、軍政部は本質的に権威的で、その決定はドイツ国民の援助なしに遂行された。高等教育に関しては、軍政部の大学教育担当官の主要な任務は大学の再開で、中でも大学施設や設備の再建および大学教員の非ナチ化に重点が置かれた。大学施設等の再建は比較的成功したが、非ナチ化政策は不成功に終わった。その他のドイツの高等教育に関する民主化の問題はほとんど無視された。

2) 1947年から1949年

第二の時期は、ドイツ占領軍政部および国務省の招聘で、アメリカの民間教育者がドイツにおける教育再建に主要な責任を負った。この時期の統制は必ずしも権威的でなく、むしろ緩やかで、しかも寛大であった。それは「助言、観察そして援助」政策に近いものであった。この時期における軍政部のスタッフは民間人で、その多くはアメリカ教育機関の著名な教育者によって補充および増大されていた。また、民間人による統制の中で、ドイツの大学はすでにその伝統的な保守主義を継続する徴候が見られた。

3) 1949年以降

第三の時期は、占領制定法 (Statute) の採択によって特徴づけられていた。とくに、教育については言及されていない点が注目される。この時期はドイツ国内の政治、社会、経済そして教育問題が軍政部の統制から民間の統制に移行したときである。ドイツの大学は上記の3つの時代区分を通して本質的に変わらず、外見的な変革のみに終止した。¹³⁾

3. アメリカ対独教育使節団派遣

アメリカは戦後ドイツの再教育問題に関連して、1946年8月教育使節団をドイツのアメリカ占領地区に派遣した。この派遣は陸軍省および国務省の共同の提唱の下に10名の著名なアメリカの教育者によって構成され、ズーク団長 (George F. Zook) を中心にドイツ占領軍政部の教育計画の調査と評価のために、1945年8月2日の「ポツダム協定」によってアメリカ合衆国に分割されたドイ

ツのアメリカ占領地区に、1946年8月24日から1ヶ月間滞在した。¹⁶⁾

すなわち、1946年8月下旬にドイツに派遣されることになった教育使節団は上記の占領時代区分の第一期後半に位置し、そこではすでにドイツ占領軍政部の権威的統制力が弱まりつつあった時期である。ドイツの大学は1945年12月にはほとんど再開されていたので、教育使節団が訪独したときには大学の学生数はすでに2万人を越えていた。ドイツの大学における教授の平均年齢は60歳以上と高く、中にはミュンヘン大学法学部の教授のように平均70歳から80歳で、90歳以上も含まれていたほどである。¹⁷⁾

国務省を代表して教育使節団に同行したアンダーソン（Eugene N. Anderson）はその部内報告書の中で、大学および高等教育に関しては以下のように報告している。¹⁸⁾

「ドイツには25歳から45歳までの男性がほとんど存在していない状況にある。多くのものは戦死したか、あるいはソ連、フランスそして英国の捕虜となっている。また、ナチに関与したとの政治的な理由でドイツの文化生活から排除されている。大学はすでに退官した教授や、60歳あるいは70歳を過ぎた高齢な学者で構成されている。若い教授、とくに講師および助教授は大学および高等教育機関にはほとんど存在していない。このような状況下で大学関係者は、すべての分野において諸外国からの招聘客員教授の必要性を強く要望している。このようにドイツの知識層は「年長支配」（Gerotocracy）の下に置かれ、ナチが再起しないように若者に道徳を教えている。大学や高等教育機関および教員養成大学では社会科学の諸分野において欠陥がある。これらは教授、カリキュラム、出版などすべてにおける欠陥である。

また、ドイツの知識層の中には、将来ドイツが社会の必要に応じて積極的に教育制度を改革する意図が全くみられない。これらの知識層の教育に関する考えは概して1933年以前あるいはナチ政権が到来する1933年の社会概念に基づいている。たとえば、知識層の中には高等教育機関の拡大を恐れ、学生数を厳しく制限することを望んでいる。

ドイツ人は社会科学、社会科そして公民科（Citizenship）の諸分野において、他のいかなる国よりも遅れている。すべてのドイツの教師や教育担当者は6ヶ月あるいは1年ほどアメリカへ留学し、すべての分野、なかでも社会科学の分野における新しい教科書および教材について調査することを強く望んでいる。

大学および教員養成大学では一般教育を導入し、これらを義務づけている。一般教育については好意的で、学生間にも強い関心が見られ、クラス討論会も積極的に行われている。たとえば、倫理、英連邦、国際関係、社会哲学、比較政治学などは大きな関心をもって学ばれている。ナチズムや戦争によって知識的貧困に陥り、学生たちはこれらの科目についてほとんど何も教えられない状態である。学生はアメリカ合衆国や他の諸国から文献や資料が送られる以外に適切な教材入手する方法がないのである。

若者、教授、教師そして公務員はすべての分野においてアメリカの教授、教師および学生がドイツに派遣されることを強く要望している」

また、当時国務省において、ドイツ教育政策に関する中心的な役割を果たしていたケラーマン（Henry J. Kellermann）は占領下のドイツの教育状況を以下のように回顧している。¹⁹⁾

「学校改革のスタートには多くの困難がともなった。ドイツ占領軍政部にはおそらく、民主的な規則を命令によって実行させるということに、本質的な内部矛盾もあったであろう。改革に関心のある教育者たちは改革を支持したが、その目的と権限が何であれ、教育は外国人には立ち入り禁止の聖域であると考えていた伝統主義者たちは、授業料は無償、教科書も無償、体罰は廃止、そしてとりわけすべての国民に対する教育の機会均等などという途方もない改革は認めるべきもない侵入であるとして反対した。．．これは保守勢力の最も強いバイエルンではとくに顕著であった。学校制度を再建し、早い時期に貧しい子どもと裕福な子どもを分けて、そしてそれにより社会の富裕な階層が高等教育を独占するという状態を永続させてきた教育の複線型学校制度に終止符を打つという彼らの要求は大きな論争を巻き起こし、それに対して激しく異議を唱える者と賛成する者とが対立した。ドイツ占領軍政部教育・宗教課がこれに応戦することがほとんどできなかつたことが、この問題をさらに深刻にしたのである。この教育・宗教課はスタッフ的にも財政的にも非常に乏しく、ドイツ占領軍政部の機構体制の下位の方に位置づけられており、新しい教科書を印刷するための紙を買う資金にさえも乏しかつた。．．ドイツ占領軍政副長官クレイ将軍は、空腹な人々に民主主義は教えられないと主張し、その点では彼の主張は正しかつた。しかし、クレイ将軍は議会からの資金をさらに増額する要求を拒んだ点で誤っていた」

4. アメリカ対独教育使節団報告書と高等教育改革

報告書は一体どのようにして準備されたのだろうか。ホワイト団員 (Helen C. White) およびスミス団員 (Thomas V. Smith) の保存している史料の中に、ズーク団長が報告書作成にあたつて執筆担当者を以下のように割り当てている重要な史料がある。²⁰⁾

「報告書概要と執筆分担者・仮案」

I 序文(担当 ズーク団長)－教育使節団の任命、パターソン陸軍長官およびドイツ占領軍政副長官クレイのドイツ現況下における教育の重要性に対しての声明文および援助に対する感謝文などを含む(500語)

II ドイツの教育状況を影響づける基本的な要因(担当 グーディコーンズ、ホワイト)－「ポツダム協定」、軍政地区、食糧、石炭、ガラス、校舎、子ども、教師、家庭環境、大学教授および学生問題などを含む(2000語)

III 非ナチ化および非軍事化(担当 ニーバー、スミス)－公的政策、臨時措置などを含む(1000語)

IV 民主主義の発展(担当 スミス)－公的政策、民主主義を実践するための教育の役割などを含む(2000語)

V ドイツにおける教育状況－評価と勧告

- A. 初等学校(担当 グーディコーンズ、ヒル、ピット) (1000語)
- B. 中等学校(担当 ヒル、グーディコーンズ、ピット) (750語)
- C. 職業教育(担当 ロジン) (500語)
- D. 青少年団体(担当 リンパート) (1000語)

- E. 成人教育および図書館(担当 ロジン) (500語)
- F. 教員養成, フランクフルト総合教授機関(Comprehensive Pedagogical Institute at Frankfurt)
(担当 ヒル, グーディコーンズ) (1000語)
- G. 映画および放送, ミュンヘン映画研究所(Film Institute at Munich), 学校放送の利用(担当 ロジン, グーディコーンズ) (250語)
- H. 大学および工業大学(*Technische Hochschulen*) (担当 マックグラス, ニーバー, ホワイト)
(1500語)
- I. 州(*Land*)文部省(担当 ヒル) (500語)
- VI ドイツ占領軍政部, 陸軍省, 国務省への勧告(担当 ニーバー, マックグラス)一食糧, 紙, 石炭, 校舎, 教科書(贈物, 他国からの輸入), ドイツ教育当局者の統制あるいは助言, ベルリン・ドイツ占領軍政本部における教育関係, 教育における州教育官のベルリン地区の関係, 州担当官とドイツ教育担当官との関連, 地区間の協力, 国務省および陸軍省との関連などを含む (3000語)
- VII ドイツに対するアメリカの援助の方法と手段(担当 リンパート)
連邦政府—550万ドル政府支出金の継続(専門家の派遣, 映画), 書籍, アメリカ図書館, フルプライバート法, 学生および教授交換, 書籍(贈物, 他国からの輸入)
任意団体(Voluntary Agencies)一委員会, 食糧および衣料, 書籍, 教師および学生交換などを含む (1500語)
- VIII 結論(担当ズーク)一ドイツにおける教育の重要性, ドイツにおける教育制度に関して, アメリカにおける情報収集の必要性, 顧問委員会の継続の必要性などを含む (1000語)
(総数1万8千語)

では, 実際の『報告書』の目次はどのような構成になっているのだろうか。

添状, 緒言, 第1章ドイツの教育を条件づけている要因, 第2章基本的事業, 第3章ドイツの教育—児童と青年のための学校, 教師教育, 大学と高等教育機関, 青少年団体と青少年活動, 成人教育, 映画, 放送, 図書館, 教育行政の組織, 第4章ドイツ占領軍政部の教育行政, 第5章ドイツに対するアメリカの援助

両者の比較から, 「報告書概要と執筆分担者」は草案段階のもので最終的に大幅に修正されたことが推測される。なお, 大学教育はマックグラス, ニーバー, ホワイトの各団員が中心になって作成したものであることがわかる。とくに, アイオワ州立大学の一般教育学部長・マックグラスはドイツ占領軍政部の特別の要請でこの教育使節団の一員に加わっている。すなわち, 先にも見たようにハートショーンの影響もあり, ドイツでは早くから大学における一般教育に対する関心が高まっていたのである。また, ドイツ占領軍政部はマックグラスの推薦理由を彼が全米の一般教育分野の著名な権威者で, とくに中等および大学教育に関する改革を提案している専門家であるとしている。当然, 彼が大学教育改革, とくに一般教育の導入に関して極めて重要な役割を果たしたものと思われる。

では, 『アメリカ対独教育使節団報告書』第3章「ドイツの教育」の「大学と高等教育機関」の中には戦後ドイツの大学および高等教育機関に関してどのような勧告がなされたのだろうか。その

報告書内容に沿って若干の検討を加えてみたいと思う。

まず、その冒頭においてドイツの大学と高等教育機関がいちはやく再開したことに対して、ドイツ占領軍政部の教育担当官の援助を高く評価している。教授活動と研究にとって施設・設備を完備することが緊急の課題であると述べている。また、書籍や学術雑誌が所蔵されていた図書館が焼失され、外国書籍が欠落し、研究書や学術雑誌のための用紙配給量が不足、物理および化学実験材料や実験用具などの乏しい現状を分析しながら、適当な政府機関、民間財團、学会、教育機関、個人などが協力して、書籍、学術誌、実験器具その他の教具を復旧するよう努力することを勧告している。また、書籍や学術誌に対する用紙割当量を増やし、用紙配給対策を再検討することなどその回復を強く勧告している。

あらゆる高等教育機関では、非ナチ化政策や戦死および退職などによって教官数が大幅に減少しているとの現状を分析している。教授団を構成している多くは年長の男女で、彼らは大学を再建し、ドイツの現代生活の活性化に対する指導力と行動力に乏しいため、新しい教師が多数補充されねばならないと勧告している。

アメリカの政府、民間の慈善団体、学術諸団体、および教育機関は、アメリカの学校や研究所で学びたいというドイツ人教師や研究者、学生たちに対し、奨学金制度、給費制度、教授交換制度、補助金制度等の援助計画を立てることを勧告している。

大学構成員の住居および教育施設として利用すべき適当な場所の確保に関し、アメリカ陸軍およびその他の関係当局があらゆる努力を払うべきであると勧告している。さらに、

「1933年以前、ドイツの諸大学は、学問的にも、またその知的活動の上でも、世界最高の発展を遂げてきた。『教授の自由 (Lehrfreiheit)』と『学習の自由 (Lernfreiheit)』の伝統は何ものにも拘束されることのない真理の探求を可能にした。全世界から、学者たちがドイツの大学に集い学び、やがて彼らは母国に帰り、教育の指導的地位についた。学問研究者と旧専門職者の育成という点で、ドイツの大学はきわだった存在であった」

と、その伝統に対して深い敬意を払っている点が注目される。また、

「すべての大学、高校の教科課程の中に、責任ある市民の育成と現代社会の理解をめざす一般教育の要素を取り入れるように勧告する。さらに、民主的な手続きによる日常的経験の処理方法を判らせる機会をつくるため、非公式の討論グループや学生自治団体のような特別の教育活動を発足させることを勧告する」

と、一般教育およびカリキュラムの問題も重視している。そこでは、日本の場合のように理論的な提言ではなく、²¹⁾ドイツの大学教育の回復と、そのカリキュラムの改革が主要な論点になっている。

さらに、ドイツ大学の伝統的な四つの学部（哲学部、神学部、法学部、医学部）に新たに教育学部を加えるとの重要な勧告をおこなっていることが注目される。すなわち、

「大学が中等学校の教師、研究員または管理職者などの養成に責任をもつことを勧告する。こうした責任を完全に果たすため、大学には、将来の中等学校の教師に必要な専門の教職教育をおこなう、独立した教育学部を置くことが望ましい」

との勧告内容である。

教育者以外の、社会の諸集団をひろく代表する人々によって構成された諮問機関が、さまざまの教育関係機関によって指名され、変化する社会情勢に対して、大学および高等教育機関のカリキュラムをもっと密接に、かつ直接的に適応させる方法について、大学および高等教育機関の学部に対して助言することを勧告している。

最後に、ベルリンにおける高等教育の問題は、ベルリン大学がひとつの占領権力の全面的な統制下に置かれているために、非常に複雑なものになっているとし、アメリカ占領地区には、さまざまの学問領域に関する高度な専門教育・研究機関が多数あるので、教育・宗教課の手によってこれらが一つの協働的な統合体へと組織され、かつ、真理の探求に献身する科学者の養成という職務を再開するために必要な物的その他の援助が与えられることを勧告し、暗にベルリン自由大学の設置を促している。周知のように、ベルリン大学が、ベルリンの四ヶ国分割統治の結果、ソ連占領地区に入り、フンボルト大学 (Humboldt University) となつたため、かゝつての教官・学生有志が集まり、自発的に研究・学習を開始したものが、ベルリン自由大学 (the Free University of Berlin) の基礎となり、新たに西ベルリンのダーレム地域のカイザー・ウイルヘルム研究所 (*Kaiser Wilhelm Institute*)²²⁾ の古い建物を使用して、1948年11月に設置されることになった。

実は、「報告書」の原本がズーク団長からアメリカ占領軍政副長官クレイ将軍に9月20日すでに提出されていた。ドイツ占領軍政部教育・宗教課のスタッフは日本の場合とことなりドイツ教育専門家で構成されていた。この「報告書」を受けたドイツ占領軍政部教育・宗教課のテラーたちは、その内容を徹底的に分析して、勧告内容に対する詳細なコメントをおこなっている。そこには、ドイツ占領軍政部が報告書の勧告にどのように対応していったかの姿勢がよみとれる。「大学と高等教育機関」の勧告に対する彼らの主なコメントをあげると以下のようなようである。たとえば、「新しい教師が多数補充されねばならない... 適切な訓練をうけた教師たちを作りだすよう急がねばならない... ドイツの学者と外国の学者たちとの交流がすぐに再開されることが絶対に必要である」との勧告内容に対して、「ドイツの大学における教師は数および質ともに深刻な状況にある。しかし、多くの大学の教授は高齢で、30歳から50歳代の中堅層は過去の2度にわたる戦争のために十分な資格を有していない。ドイツの大学が健全に再建するまで若い男女を多数補充すべきである。この不足を補うために二つの計画が立てられている。一つは若い有能な人材を訓練のために外国に派遣させること。二つには若い大学の講師および教授を養成する目的でアメリカ占領地区に大学付属機関としての高等教員養成研究所を組織することである」また、「ベルリンにおける高等教育の問題は、ベルリン大学がひとつの占領権力の全面的な統制下に置かれているために、非常に複雑なものになっている。アメリカ占領地区には、さまざまの学問領域に関する高度な専門教育・研究機関が多数ある...」の勧告に対して、「ベルリンのアメリカ占領地区にある多数の研究機関を合併して、一つの大学院を組織することが検討されている。これらの研究機関はすべての分野に関する高度な科学系のものである。アメリカ占領地区の三つの州の文部大臣はこのプロジェクトに対して年間200万ライヒスマルク（ドイツの通貨単位）を寄付する意を表明している。この提案が州政府（*Laenderrat*）理事会に11月初旬に提出される」といった具体的なコメントがなされている。

まとめ—アメリカ対日および対独教育使節団報告書の比較考察

両『報告書』では大学における教師の再教育および教員養成が重要であると述べている。²⁴⁾ほとんどの教師が追放されなかつた日本では主に現職教員の養成に重点がおかれた。また、同時に、日本の公立学校における教師のほぼ半数は師範学校卒業であることから、師範学校を「中等程度すなわち上級中等学校の上に」4年間の準備を基礎にして、再編成および拡充すべきことを勧告している。

一方、ドイツにおいては、教師の極端な不足のために数多くの臨時教員養成計画がなされ、多くの教員養成機関が設立された。これらの臨時教員養成計画のなかで、多数の学生は教師となることを希望する21歳から25歳までのかなり成熟した若い男女である。この臨時教員養成計画で現状は十分であるとされているが、ドイツへの『報告書』は長期的な計画が少なくとも中等学校を修了後、3年、可能なら4年間の準備がなされるべきであることを勧告している。

両国において中等学校の教員養成は多くの点で、初等教育よりも問題が多い。言いかえれば、この仕事は大きく大学に委ねられている。そして、ドイツおよび日本の大学は共にこれを無視してきたという事実の同じ理由にもとづくものである。この問題に関して、ドイツへの『報告書』は次のように述べている。

「哲学部の学科目中に通例準備されている体系的な教授を別として、ドイツの大学は、中等学校の教師の養成に対してほとんど責任を負ってこなかった。しかし、哲学部卒業生のうち、非常に多数の学生が教職につくのである。これら中等学校の教師たちや、中等教育関係の行政官たちは、自分自身の行う教授方法や教科課程の内容に対して批判的にとりくむ訓練がなされていない。こうした教授活動は、他の国々でなされた教育学的研究や又は教育的実験の成果を無視して、世代から世代へと継承されてきた」

「大学が中等学校の教師、研究員または管理職者などの養成に責任をもつことを勧告する。こうした責任を完全に果たすため、大学には、将来の中等学校の教師に必要な専門の教職教育をおこなう、独立した教育学部を置くことが望ましい。あらゆる分野の教育問題の研究、教育学分野での研究者の養成、そして教育思想と教育実践に関する報告書および論文の出版のために、教育機関の設置も検討されねばならない」

では、実際に両教育使節団の勧告はどのような経緯を経て実施に移されたのだろうか。この点に関しては、第一次米国対日教育使節団のトロウ団員（William Clark Trow）が国務次官補ベントン（William Benton）に宛てた1946年11月1日付書簡に対する国務省の返信の中にその回答を見出すことができる。²⁵⁾すなわち、

「日本に関しては教育使節団が勧告したほとんどの内容はアメリカ合衆国の公式な政策文書として受諾され、極東委員会の政策文書の基本となった。この文書は最終的には極東委員会の承認を得たのち、公式な政策文書となり、その実施のために連合国軍最高司令官に通達される。対独教育使節団報告書に関しては、勧告の内容が多岐にわたり、それぞれの政策文書が作成されている。たとえば、文化交流の分野におけるドイツとアメリカ間の人的交流に関する政策文書はSWNC C（国務・陸・海軍三省調整委員会）によって承認され、その実施も積極的に展開している。そ

の他の勧告内容に関しても、たとえば、文化的教材の交換および増加、青少年の促進、ドイツにおける団体問題、ドイツにおける教育機会均等の問題については現在検討中であり、その承認を得るために部局間委員会に提出される予定である。必要な手続きが完了したら、これらの政策文書は公式化されるであろう」

と、日本の場合はほとんどの勧告内容が全面的に占領下の教育改革の指針となり得たが、ドイツの場合はわずかにその一部が実施に移されつつあることを示唆している。

結果的に、ドイツにおける高等教育の民主化は不成功に終わったといわれている。²⁶⁾ その原因を考察してみると、まず、ドイツ占領軍政部のスタッフのほとんどは高等教育の分野においての経験、訓練および関心に乏しく、ドイツの大学を民主的に改革するための具体的な提案をする資格を有していないかったということである。²⁷⁾もちろん、教育使節団派遣を要請した日本およびドイツ占領軍側にも関係があると思われる。すなわち、日本の場合は、その目的はS C A Pおよび日本側教育者に対する直接的な助言であり、ドイツの場合はドイツ現状の視察および報告という極めて消極的なもので、両者の派遣目的には当初から決定的な相違があった。しかもその派遣に至るまでの経緯は、ドイツ占領軍政部がアメリカからの教育専門家を必要としたからではなく、むしろ日本への教育使節団の成功に影響を受けた国務省および陸軍省の強い要請になかば消極的に承認したとの経緯があるからである。

最終的には、教育使節団派遣に関するワシントンの最高責任者であるペントン国務次官補の影響が決定的な要因となったものと思われる。ペントンは報告書をバーンズ国務長官に正式に提出するにあたり、「添状」を付して、報告書の概略を伝えている。ここでペントンは報告書の中心部分である中等教育および教員養成の問題について極めて消極的な個人的意見を付加している。彼の国務次官補という立場とその影響力からバーンズ国務長官が本報告書ではなく、その「添状」を重視したことは容易に推測される。ペントンは対日教育使節団に関して、ローマ字改革が強制されなかったことに強い不満をもっていたが、これはマッカーサーの声明文の中でローマ字改革が強く否定されたことで表面化されなかった。国務省記録文書には、ポートランド公立学校長スパウルディング (Willard S. Spalding) ²⁸⁾ から送付された1946年11月12日付の書簡が保存されている。この書簡はペントン国務次官補の「添状」を厳しく批判したものである。それによれば、ペントン国務次官補はズーク団長および他の著名な教育者によって具体的に勧告された重要事項をことごとく過小評価しているとの厳しい非難で、ペントンは報告書を将来のドイツ教育計画の青写真としなかったと以下のように批判している。

「ペントンの見解は次の二点で教育使節団あるいは報告書の思想、さらにはアメリカにおける普遍的な教育理念と異なっている。1) 経済のあるいは社会的身分に関係なくすべてのドイツ人の生徒に中等教育の機会均等の必要性およびその不可欠な部分として職業教育が含まれている点、2) ドイツ国民を民主化するための具体的な任務として適切な教員養成の必要性が指摘されている点である。

教育使節団がドイツ教育におけるカースト制度を打破し、その目的のために中等教育に総合中等学校の設立を勧告したことは的確である。しかし、ペントンはカースト制度を排除することに

は同意したものの、総合中等学校の設立には次のように反論している。すなわち、『使節団が勧告したような一つの屋根の下に職業教育と普通中等教育の総合のみが民主的慣行に則したものであるとは考えられない』である。

次に、教育使節団の勧告の中で二番目に重要であると思われる教員養成についてである。使節団は『大学が中等学校の教師、研究員または管理職者などの養成に責任をもつことを勧告する。こうした責任を完全に果たすため、大学には、将来の中等学校の教師に必要な専門の教職教育をおこなう、独立した教育学部を置くことが望ましい. . .』と述べている。しかし、ベントンはこの勧告に反対であるとの意見を述べている。すなわち、『教育使節団の勧告の中には、ドイツの大学に何世紀もの旧い伝統をもった法学部や医学部そして神学部と比肩しうる教育学部を創設し、中等学校の教員養成を主な大学のすべての学部の主たる責任とすべきであるとあるが、たいした力のない専門学部に任せるという危険がある』である。このベントンの見解はアメリカ合衆国におけるすべての教育学部に対する不必要的誹謗である。アメリカにおける教育発展は教員養成の適切な機関あるいは大学の学部としての発展と密接な関わりがある. . . (中略) ベントンの反論は教師が子どもの発達および成長を無視して、科目内容にのみ沿って養成することを明らかに前提としたものである。彼の考えは過去50年にわたるアメリカの教育に対する認識不足に起因している。何世紀もの旧い伝統をもった法学部、医学部そして神学部の重要さに比肩しうる教育学部が設立されたときにはじめて教育が真の目的をもつことができるのである。これはドイツのように科目中心主義で、教師が個人および社会の一員となるに必要な能力を心理学および教育学を通して子どもたちが学び、そして成長していくとの明らかな事実を全く無視しているところではなおさらである。

この教育使節団の二つの重要な勧告を排除することで、ベントンは使節団がドイツにおける民主的教育の発展を望んだ方法をバーンズ国務長官からそらすことには成功した。バーンズ国務長官はその職務柄、ベントン国務次官補の『要点』を鵜呑みすることは明白であり、ドイツ教育改革に強い影響を与えるのでベントンのこのような『干渉』は極めて危険である。他の報告書の勧告内容はむしろ物質的なもので時間が解決するものばかりである。ベントンが個人的な意見として述べた上記の二つの部分が報告書の中心で重要な部分である」

また、カンサス州立教員養成大学のヒル (George E. Hill) 教育学部長もベントンの添状に対して厳しい批判を述べた書簡を送付している。²⁹⁾

「『中等学校の教員養成を主な大学のすべての学部の主たる責任とすべきであるとあるが、たいした力のない専門学部に任せるという危険がある』との指摘は、アメリカにおける教育学部を不必要に侮辱するばかりでなく、アメリカにおける中等学校の教員養成の実情に対する認識不足である」

これに対して、国務省はベントンの報告書公表に先立つ記者会見および国務長官への「添状」は彼の個人的な見解および報告書に対する感想であり、アメリカ合衆国の公式の見解ではないと苦慮の対応をしている。³⁰⁾

前述の国務省のケラーマンは教育使節団の果たした役割について以下のように述べている。³¹⁾

「アメリカ対独教育使節団はすぐれた任務を果たした。．．教育使節団は重要な分野で数多くの改革案を勧告し、またドイツの世界からの孤立状態に終止符を打つために、アメリカ人専門家とドイツ学生の控えめではあるが交換プログラムを勧告した。しかし、その勧告がドイツ占領軍政部の政策の枠を越えておこなったことは確かであるが、遺憾ながらそれは十分に徹底されなかつた。教育使節団は教育・宗教課の教育担当官の組織を改善し、強化するよりも、実質的にドイツ占領軍政部のスタッフの補助機関として働くためのアメリカ人専門家をドイツに派遣することを勧告した。そして、クレイ将軍に議会からの資金を増やす要求をしてくれるよう主張するよりも、教育使節団はドイツ占領軍政部の乏しい資源を増やすために、専門家の協会や財団、教会などの個人や組織の協力を広く求めるなどを提案した。その結果、教育使節団の報告書の直接的な影響は微々たるものに留まつた。ドイツ占領軍政部はその勧告に口先では同意したが、それを実行するためにはほとんど何もしなかつたのである」

アメリカ側の報告書に対する認識およびドイツ占領軍政部の消極的な態度がドイツ側に影響をおよぼすわけがなかつた。とくに、保守勢力の強いバイエルンにおいてはとくに顕著であった。バイエルン州のフントハンマー（Alois Hundhammer）文部大臣（1946年12月就任）は占領軍の教育改革に徹底的に抵抗した文相で有名であるが、教育使節団の報告書が国務省によって正式に公表されようとしていた1946年10月、バイエルン州のフェント（Franz Fendt）文部大臣も使節団報告書の勧告とはことなつたドイツ独自の教育計画を軍政部に提案していたのである。³²⁾ 彼の計画案によれば、生徒は以下のように区分されるべきであると提言している。すなわち、

- 1) 教師は子どもの中でとくに学業のあるいは理論的にすぐれているものを10歳の時点で区分する必要がある。
- 2) エンジニアリングなど、実社会に役立つ仕事をするのに適した子どもは12歳の時点で区分する必要がある。
- 3) その他手工業などに適した子どもは14歳の時点で区分する必要がある。

すなわち、この第一分類に属する子どもで学業的にすぐれているものは4年の小学校を卒業し、次の6年間準ギムナジウムに進学し、これを修了し、さらに成績優秀なものはギムナジウムで3年間学び、その後大学に入学する。第二の分類に属するものは6年の小学校を修了し、アメリカの高等学校に相当する中等学校（Mittelschule）に進学する。中等学校（Mittelschule）から専門学校（Fachschule）に3年間学び、はじめは聴講生として大学に入学し、次に試験に合格して正規の学生となる。第三の分類に属するものは8年の初等教育を受け、そこを卒業後、商業学校（Trade Schools）に3年間、高等学校に4年間、そして大学に最初は聴講生として、試験に合格したら正規の学生となる」

フェント文相の提案は一応大学への道は開きながらも、ドイツ占領軍政部の教育方針であるすべてのドイツの子どもに宗教、人種、政治的背景、経済的状況に関係なく教育の機会均等を与えるとの教育方針に反するものである。しかしながら、ドイツ占領軍政部はその提案を消極的ながらも受理したのである。

結局、ドイツ占領軍政部はドイツ国民の自主性を尊重するという美名の下に、現実には、ドイツ

の保守派と手を結び、『報告書』が厳しく批判した複線型学校制度を打破せんとする勧告内容等を全く無視したのである。³³⁾

注

- 1) Lyle V. Mayer, "A Study of German Universities in the American Zone of Occupation, 1945 to 1953," (Ph. D. dissertation, University of Maryland, 1954), p.63.
- 2) James F. Tent, *Mission on the Rhine - Reeducation and Denazification in American-Occupied Germany* (Chicago : University of Chicago Press, 1982), pp. 61-62.
- 3) 862.42/10-2045, Confidential Memorandum for "Proposal to Reopen German Universities and other Institutions of Higher Learning in the American Zone of Occupation," October 20, 1945. (国務省記録文書, 米国国立公文書館所蔵, 以下同じ)
- 4) この写真は1945年8月15日, ハイデルベルグ大学 (Heidelberg University) 医学部長, エンゲルキング博士 (Dr. Engelking) による300名の元ドイツ国防軍医者 (former *Wehrmacht* doctors) に対する再教育の講義のものである。この写真は米国陸軍省に所蔵されているものであるが, 1989年8月26日・27日にアラバマ大学歴史学部テント教授を訪問したときに提供してもらったものである。ドイツ占領軍政部文書 (OMGUS 文書) の一部も提供してもらった。
- 5) OMGUS, 49-1/10, "Education and Religious Affairs : Section (C) Higher Education" [ドイツ占領軍政部文書 (通称OMGUS 文書) 米国国立公文書館所蔵, 以下同じ] なお, 米国国立公文書館ではOMGUS 文書に新しい資料番号を使用している。
- 6) OMGUS, 87-3/10, "University Constitutions" 24 May 1946.
- 7) OMGUS, 301-1/5, "Higher Education in the American Occupied Areas, Address by Leon P. Irvin" p. 2.
- 8) OMGUS, 49-2/10, "Constitution of the Three Bavarian Universities"
- 9) OMGUS, 49-2/10, "Universities and Higher Education" pp. 134-136.
- 10) Herbert C. Mayer, "German Education Can Be Saved," *School and Society*, Vol. 74 (July 7, 1951), pp. 1-3.
- 11) Harold Zink, *The United States in Germany, 1944-1955* (Princeton, 1957), p.193.
- 12) Vaughn R. De Long, "Reply to Mayer," *School and Society*, Vol. 74 (November 3, 1951), pp. 281-283.
- 13) Zink, *The United States in Germany*, p.193.
- 14) 藤沢法暎「アメリカ占領教育政策の変貌過程」中野 光・他『戦後ドイツ教育史』(御茶の水書房, 1966年) 31ページ。
- 15) Mayer, "A Study of German Universities in the American Zone of Occupation," pp. 148-149.
- 16) アメリカ対独教育使節団の成立経緯, 使節団員名簿, 活動日程表等に関しては, 土持ゲーリー法一『占領下ドイツの教育改革—アメリカ対独教育使節団とアメリカ対独社会科委員会—』(明

星大学出版部, 1989年) を参照

- 17) Mayer, "A Study of German Universities in the American Zone of Occupation," pp. 72.
- 18) 862.42/11-1346, Memo, Anderson to Leverich, including his "Report on Trip to Germany, Fall, 1946," November 1, 1946.
- 19) ヘンリー・K・ケラーマン「序文 占領下のドイツ教育を回想して」(土持前掲書, 4~5ページ所収) およびケラーマン博士に1989年9月2日, 彼の自宅メリーランド州ベセスダにてインタビュー
- 20) "Very Tentative Outline of Report," *Helen C. White Papers* および *T. V. Smith Papers* (The University of Chicago, The Joseph Regenstein Library Rare Books and Special Collections) に保存されている。
- 21) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革－9 大学教育』(東京大学出版会, 1976年) 70ページ。
- 22) Herman B Wells, "Higher Education Reconstruction in Postwar Germany" (Prepared for a Conference with German Historians Under the Auspices of the Aspen Institute Berlin) (unpublished, July 1984), p.11. および
Herman B Wells, *Being Lucky : Reminiscences & Reflections* (Bloomington : Indiana University Press, 1980), p.310.
- 23) *OMGUS*, 295-2/5, "Comment of Report of U.S. Education Mission to Germany," from Office of Military Government for Germany (U.S.) to Major General O. P. Echols, Director, Civil Affairs Division, War Department, pp. 17-20.
- 24) 対日および対独教育使節団の詳細な比較に関しては以下の論文を参照
George F. Zook, "The Educational Mission to Japan and Germany," *International Conciliation*, No.427 (January 1947)
- 25) 862.42/11-146, Letter, William Clark Trow to William Benton, November 1, 1946, and Reply, Henry P. Leverich to William Clark Trow, November 26, 1946.
- 26) Mayer, "A Study of German Universities in the American Zone of Occupation," p. 186.
- 27) *Ibid.*, p. 199.
- 28) 862.42/11-1246, Letter, Willard S. Spalding to William Benton, and Memo "Analysis of Transmittal Letter Accompanying Report of United States Education Mission to Germany," November 12, 1946.
- 29) 862.42/11-1446, Letter, George E. Hill to William Benton, November 14, 1946.
- 30) FW 862.42/11-1446, Reply, Henry P. Leverich to George E. Hill, December 4, 1946.
- 31) ヘンリー・K・ケラーマン「序文 占領下のドイツ教育を回想して」(土持前掲書, 4~5ページ所収) およびケラーマン博士に1989年9月2日, 彼の自宅メリーランド州ベセスダにてインタビュー
- 32) 862.42/11-1846, Memorandum from U. S. Political Adviser for Germany, November 18,

1946 and Brochure on Proposed German Educational Plan, October 15, 1946.

33) 藤沢前掲書, 40ページ。

[なお、ドイツの高等教育に関する訳文は、寺崎昌男「資料 対独アメリカ教育使節団の大学改革についての勧告」『大学史研究通信』（大学史研究会編刊）第2号（1969年）を参照にした]

Education Reform under American Occupation in Germany

—United States Education Mission to Germany and Reform of Higher Education—

Gary H. TSUCHIMOCHI *

The Education Mission to Germany, under the joint sponsorship of the War and State Departments consisted of ten individuals led by George F. Zook, Chairman. The group spent a month, beginning August 24, 1946, in the part of Germany assigned to the United States by the Postdam Agreement of August 2, 1945, for military occupation and government. Chapter III "German Education" of the *Report of the United States Education Misson to Germany* contains a section on "The Universities and Higher Schools" that made the following important recommendations concerning postwar German universities and higher education :

Prior to 1933 German universities represented the highest development in scholarship and other intellectual activities. *Lehrfreiheit* and *Lernfreiheit* made possible and encouraged the untrammelled pursuit of truth. From all parts of the world learned men came to study in these institutions and returned to assume positions of educational leadership in their own country. In the production of scholars and members of the older professions, German universities have been outstanding.

As a result, the Mission paid great respect to the German universities for their academic achievement.

It is recommend that all universities and higher schools include within each curriculum the essential elements of general education for responsible citizenship and for an understanding of the contemporary world. It is further recommended that extra - class activities such as informal discussion groups and student government be inaugurated to provide practical experience with the processes of democracy.

Thus, they also emphasized the importance of general education. Unlike the case of Japan in which there was a theoretical emphasis, they recommended reconstruction of German universities and curriculum reforms. Furthermore, it is important to note that the Mission recommended the establishment of a pedagogical faculty separate from the four traditional faculties in German universities : Philosophy, Theology, Law and Medicine.

It is recommended that the universities assume responsibility for the preparation of secondary - school teachers, research workers, and administrative officers for the school system. To discharge these responsibilities fully, it is recommended that universities establish a separate pedagogical faculty for the teaching of the professional subject matter required by the future teachers in the secondary schools.

*Professor, Toyo Eiwa Women's University (Affiliated Researcher, R. I. H. E.)

The purpose of this study was to examine how German university education was influenced by the Report of the U.S. Education Mission to Germany and implemented by the Education and Religious Affairs Branch, Office of Military Government for Germany. In comparison with the case of Japan, the reasons why the U. S. Education Mission did not have an impact upon German universities are examined through previously unstudied documents pertaining to the Mission, including the papers of the Department of State and the Military Government for Germany (OMGUS), and personal interviews.

The influence of the Missions depended on the aims of the U. S. Education Missions to Japan and Germany. In Japan, the purpose was direct advice to SCAP and Japanese educators, while in Germany, it was limited to observing and evaluating the educational program of the U. S. Military Government. Furthermore, the U. S. Military Government in Germany did not really need the American educators but it was rather "influenced" by the success of Japan.

The U. S. Education Missions to Japan and Germany were the responsibility of William Benton, Assistant Secretary of State. His reaction to their reports was the key to whether or not their recommendation for educational reforms was successful. Benton submitted the Report of the U. S. Education Mission to Germany to Secretary of State James F. Byrnes with his "letter of transmittal."

"I do not believe," he wrote, "that democratic practice requires the integration of vocational education with general secondary education under the same roof, as that Mission recommends." He also questioned the proposal to establish separate pedagogical faculties at the university level. Were that to happen, the training of secondary - school teachers might "be relegated to special faculties of no great competence instead of being made, as it should be, a major responsibility of all faculties in all the major universities."

In short, Benton critically undermined the recommendations of the Mission when he gave his impression to Byrnes.

As a result, the Military Government for Germany, as well as German conservatives, completely ignored the Report that recommended unified and democratic school system, in the name of the respect for German independence.

